

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

新	旧
<p>外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例</p> <p style="text-align: right;">昭和63年3月15日 条例第4号</p> <p>(派遣期間の更新等)</p> <p>第3条 派遣の期間は、前条第1項の規定により派遣された職員(以下「派遣職員」という。)の同意を得て、これを更新することができる。</p> <p>2 任命権者は、<u>5年</u>を超える期間を定めて職員を派遣するときは、人事委員会に協議しなければならない。</p> <p>3 前項の規定は、派遣の期間を更新する場合において派遣の期間が引き続き<u>5年</u>を超えることとなるとき、及び引き続き<u>5年</u>を超えて派遣されている派遣職員の派遣の期間を更新する場合について準用する。<u>ただし、派遣の期間が5年を経過する際に、後任者への事務引継、派遣職員が従事する事業の終了の遅延等の事由により、引き続き5年を超えて派遣の期間を更新する必要がある場合であつて、当該更新によつても派遣の期間が引き続き5年3月を超えないこととなるときは、この限りでない。</u></p>	<p>外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例</p> <p style="text-align: right;">昭和63年3月15日 条例第4号</p> <p>(派遣期間の更新等)</p> <p>第3条 派遣の期間は、前条第1項の規定により派遣された職員(以下「派遣職員」という。)の同意を得て、これを更新することができる。</p> <p>2 任命権者は、<u>3年</u>を超える期間を定めて職員を派遣するときは、人事委員会に協議しなければならない。</p> <p>3 前項の規定は、派遣の期間を更新する場合において派遣の期間が引き続き<u>3年</u>を超えることとなるとき、及び引き続き<u>3年</u>を超えて派遣されている派遣職員の派遣の期間を更新する場合について準用する。</p>